

日本の稲作の現状と政策課題

基礎研究部副部長 清水徹朗

〔要 旨〕

- 1 昨年11月、野田首相はTPP参加に向けた事前協議を関係国と開始することを表明し、その直前に「食と農林漁業の再生推進本部」は日本農業の構造改革を進めることを盛り込んだ方針を示したが、構造政策論議は統計データに基づいた現状分析を踏まえて行われるべきである。
- 2 日本農業は現在も「農家」という家族経営によって支えられているが、農家戸数は減少しており、その一方で土地持ち非農家が増加している。経営面積に占める借地面積の割合は3割近くになり農地の賃貸借が増加しているが、販売農家1戸当たりの経営耕地面積は2ha程度に過ぎず、日本農業は依然として零細である。農業就業人口の高齢化が進んでいるが、兼業従事者も含めた農業従事者の年齢は農業就業人口より若い。
- 3 2010年の稲作農家戸数は134万戸であり、1戸当たりの平均稲作付面積は1haである。稲作農家の8割は経営耕地面積2ha未満であり、経営面積4ha以上の稲作農家は9万戸に過ぎない。稲作に占める主業農家の割合は小さく、主業農家の割合が1割定らずのところも多くある。小規模な稲作農家の多くは農業機械を所有しておらず作業を委託しているが、集落営農の組織化等により作業受委託面積は減少している。
- 4 零細な稲作農家は、稲作の作業を高齢者と休日の労働に依存している。稲作の労働時間は10a当たり27時間であり、10haの稲作であっても勤労者並みの労働時間にはならない。小規模な稲作農家の生産コストは高く収益性は低いが、農家はわずかな所得を頼りに稲作を継続している。規模が大きくなると稲作所得は高くなるが、稲作だけで生計を立てるのは難しい。
- 5 稲作農家戸数は今後さらなる減少が見込まれるが、小規模稲作農家は今後も多く存続する見込みであり、全面的に「20～30ha」の農業構造を実現するのは困難である。農村社会の安定のためには小規模な兼業稲作農家を農業政策のなかに正当に位置付けていく必要がある。日本で食料生産を維持するためには農業経営安定政策が不可欠であり、関税撤廃を原則とするTPPで日本の重要品目が関税撤廃を免れる保証はなく、日本は食料供給の安定を損なうようなTPPIに参加すべきではない。

目次

はじめに

1 日本農業の概況

- (1) 農業経営体
- (2) 農地
- (3) 農業労働力
- (4) 農業経営の内容

2 稲作の現状

- (1) 稲作農家
- (2) 稲作の作業受委託

(3) 農家以外の稲作経営

- (4) 稲作労働
- (5) 生産コスト
- (6) 稲作所得

3 稲作農業の課題

- (1) 稲作の経営構造
- (2) 稲作農家戸数の見通し
- (3) 小規模稲作農家の存在理由
- (4) 経営安定対策と国境措置

はじめに

昨年（2011年）11月に、野田首相は日本がTPPに参加するための事前協議を関係国と開始することを表明した。その直前の10月に「食と農林漁業の再生推進本部」（国家戦略室）は「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」を発表し、そのなかで日本農業の構造改革を進め20～30haの土地利用型農業を目指すことが盛り込まれた。

日本農業の構造問題は農業基本法制定（1961年）以来の課題であり、農業構造改善事業等によって日本農業の規模拡大政策が進められたが、稲作に関しては零細構造が続いており、現在でも1経営体当たりの平均稲作付面積は1ha程度にとどまっている。

99年に制定された新しい基本法（食料・農業・農村基本法）では、「効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立

する」（第21条）と書かれており、これを受けて水田農業の構造改革を進めるため、07年度より導入された経営所得安定対策において規模要件（認定農業者4ha、集落営農20ha）が設けられた。その後、全国各地で水田農業ビジョンが策定され集落営農の組織化が進められたが、農村の現場ではこうした構造政策に対する戸惑いもみられ、民主党政権成立（09年9月）後、10年度より小規模農家も含む全ての販売農家を対象とした戸別所得補償政策（直接支払い）が導入された。^(注1)

戦後の日本農業を中心的に支えてきた「昭和一ケタ世代」が農業から本格的にリタイアする時期が到来しており、こうした状況のなかで実施された2010年農業センサスの結果が大いに注目された。構造改革論議は日本農業の現状分析を踏まえてなされるべきものであり、本稿は、日本の稲作が現在どういう状況にあり、今後どう変化していくのか、再生推進本部が言うような構造改革が本当に実現可能なのかについて、

2010年農業センサスのデータを中心に検討し、今後の稲作の課題を考えてみたい。

(注1) この間の米政策の推移に関しては、清水徹朗「米政策の展開と稲作経営政策の課題」(『農林金融』2009.10)に整理している。

1 日本農業の概況

稲作の実態を分析する前に、日本農業の現状を概観しておきたい。

(1) 農業経営体

農業経営の法人化、株式会社の農業参入が盛んに唱えられてきたが、現在でも日本の農業経営は大部分「農家」という家族経営によって担われており、法人経営の割合は畜産など一部を除けばごくわずかである。

2010年において農業経営体^(注2)1,679千のうち法人経営^(注3)は22千であり、法人経営は全体の1.5%を占めるに過ぎない。ただし、農業経営体数は過去5年間で16.4%減少したが、法人経営体数は13.0%増加している。また、法人化していない集落営農も含めた組織経営体の経営面積は全体の12.0%を占めるようになってきている。

2010年における農家戸数は2,528千戸であり、過去5年間で11.2%減少し、減少率は加速している。農家のうち販売農家が1,632千戸、自給的農家が867千戸で、この5年間で自給的農家は1.4%増加したが、販売農家は16.9%減少した(第1, 2表)。

販売農家のうち主業農家が360千戸(5年前比△16.2%)で22.1%を占め、準主業農家が389千戸、副業的農家が883千戸である。

第1表 農家・土地持ち非農家の定義

農家	経営耕地面積10a以上、または農産物販売金額15万円以上の世帯
販売農家	経営耕地面積30a以上、または農産物販売金額50万円以上
主業農家	農業所得が主で、年間60日以上農業に従事している65歳未満の世帯員がいる
準主業農家	農外所得が主で、年間60日以上農業に従事している65歳未満の世帯員がいる
副業的農家	年間60日以上農業に従事している65歳未満の世帯員がいない
自給的農家	経営耕地面積10a～30a、かつ農産物販売金額50万円未満
土地持ち非農家	農家以外で耕地及び耕作放棄地を合わせて5a以上所有している世帯

第2表 農家の分類

農家	販売農家	主業農家	360千戸
		準主業農家	389千戸
		副業的農家	883千戸
	自給的農家	867千戸	
土地持ち非農家			1,374千戸

農家戸数が減少する一方で、「土地持ち非農家」の数が増加している。2010年の土地持ち非農家の数は1,374千戸(5年前比14.4%増)となり、北陸、東海、九州では土地持ち非農家の数が販売農家戸数を上回るに至っている。

(注2) 「農業経営体」とは、経営耕地面積30a以上、または農産物販売金額50万円以上、一定規模以上の面積・頭羽数の農業を営む経営体であり、自給的農家は含んでおらず、「販売農家+農家以外の法人経営」とほぼ等しいが、農作業受託のみを行う経営体も含んでおり完全に一致しているわけではない。

(注3) 法人経営のうち株式会社(旧有限会社を含む)が12,743、農事組合法人が4,049であり、法人経営の増加は主に集落営農(農事組合法人)の増加によるものである。なお、法人化している農家(1戸1法人)、法人化していない集落営農などがあるため、これらの統計データを見る場合は注意が必要である。

(2) 農地

次に、農業にとって最も重要な生産手段である農地についてみてみたい。

耕地面積統計によると、2010年の農地（耕地）面積は4,593千haであり、過去5年間で2.1%減少している。また、耕地利用率は92.1%であり、1割近い農地が不作付地になっている。

2010年農業センサスによれば、農業経営体の経営耕地面積の合計は3,632千ha（5年前比△1.7%）であり、耕地面積統計の耕地面積より961千ha少ないが、これは農業センサスの経営耕地面積には自給的農家が含まれておらず、またセンサスは被調査者の自己申告であるため農家が過少申告している可能性もある。^(注4)

2010年において経営耕地面積のうち借地面積が1,063千haであり、5年間で239千ha（28.9%）増加している。借地面積の割合は29.3%（05年は22.3%）に達しており、農地の賃貸借が着実に進展していることがわかる。その一方で、耕作放棄地が396千haあり、特に関東、中国、四国で耕作放棄地の割合が高い。

販売農家1戸当たりの経営耕地面積は1.96ha（都府県1.42ha、北海道21.3ha）であり、05年（1.76ha）に比べれば増大しているものの、日本農業は依然として零細である。^(注5) 都府県の販売農家（1,587千戸）を経営面積規模別にみると、1.0ha未満が897千戸（56.5%）、1.0～2.0haが413千戸（26.0%）であり、2ha未満の農家が82.5%を占めている。その一方で、5ha以上の農家は58千戸で3.6%を占め

るに過ぎず、20ha以上は2,797戸（0.2%）のみである。20ha以上の農家は05年（1,862戸）に比べると50.2%増加しているが、農家全体からすれば点的な存在にすぎない。

(注4) 土地持ち非農家が所有している農地面積が589千ha（うち561千haを賃貸）あるが、この農地面積がどの程度センサスの経営耕地面積にカウントされているか不明である。また、耕作放棄地（過去1年間作物を栽培せず今後も耕作する意思がない耕地）はセンサスの経営耕地面積には含まれていないが、耕地面積統計には一部含まれている可能性がある。さらに、不在村者の所有農地の捕捉が難しいこと、土地持ち非農家の定義からも漏れる農地所有者（5a未満）がいること、畦畔のカウントの相違など、両者のかい離の要因としていくつかのことを推測することができる。

(注5) 自給的農家（経営耕地面積10～30a）も含めると1戸当たりの経営耕地面積はさらに小さい。

(3) 農業労働力

農業労働力については、販売農家の農業就業人口、農業従事者と、雇用者の統計がある。

農業就業人口（農業が主の世帯員）は2,606千人（うち男1,306千人、女1,300千人）であり、5年間で22.2%減少した。この減少率は販売農家の減少率より大きく、販売農家1戸当たりの農業就業人口は1.6人である。農業就業人口のうち65歳以上が61.6%を占めており、40歳未満は6.8%に過ぎない。

一方、兼業で農業に従事した者も含む農業従事者の数は4,636千人であり（5年間で18.4%減少）、販売農家1戸当たり2.8人である。農業従事者の年齢構成をみると、65歳以上が39.4%、40歳未満が15.9%であり、農業就業人口より年齢層は若い。

農業経営体が雇っている雇用者は全体で

2,330千人であるが、通年雇用（常雇い）は154千人のみであり、大部分は臨時雇い（季節雇用等）である。雇用者を雇っている経営体は443千で全体の26%であり、通年雇用を雇っているのはこのうちの1割の41千である。

(4) 農業経営の内容

農家の農業経営の内容は多様である。販売農家1,632千戸のうち、販売を目的に稲作を行っている農家は1,160千戸、野菜435千戸、果樹242千戸、酪農22千戸、肉用牛65千戸である。農家の中には一つの品目を専門的に生産している専作経営もあるが、いくつかの品目・部門を組み合わせている複合経営も多くある。

販売農家を農産物販売金額別にみると、50万円未満の農家が41.2%、50～100万円が17.6%を占め、販売金額100万円未満が販売農家の6割を占めている。一方、500～1,000万円の農家は111千戸（6.8%）、1,000万円以上の農家は121千戸（7.4%）である。

販売農家1,632千戸のうちトラクターを所有している農家は1,305千戸で80.0%を占める。小規模農家はほとんど1戸1台であるが、規模が大きいほど所有台数も多く、5～10haは2.1台、10ha以上は3.5台であり、北海道の平均所有台数は3.1台である。

2 稲作の現状

次に、2010年農業センサスのデータを中心に稲作の現状をみてみたい。

(1) 稲作農家

2010年において稲作農家は1,336千戸であり、販売農家全体の81.9%を占めている。このうち販売を目的に稲作を行っている農家は1,160千戸で、販売を目的にしないで稲作を行っている農家が176千戸ある。自給的農家や土地持ち非農家のなかにも米を作っている世帯もあるが、こうした世帯の稲作は農業センサスでは捕捉されていない。稲作農家戸数は5年前に比べて321千戸（△19.4%）、10年前に比べて662千戸（△33.1%）減少しており、減少率は加速している。

2010年において稲作農家の稲作付面積の平均は1.0ha（05年は0.9ha）であり、日本の稲作は依然として零細である。稲作農家を経営耕地面積の規模別（稲作付面積の規模別ではない）にみると、1.0ha未満が54.1%、1～2haが26.8%で、稲作農家全体の8割が経営面積2ha未満であり、経営面積4ha以上の農家は6.7%（89千戸）に過ぎない。ただし、戸数では8割を占める2ha未満の農家が稲作付面積全体に占める割合は45.1%であり、その一方で経営面積4ha以上の農家が稲作付面積では34.4%を占めており、経営規模の大きな稲作農家が占める面積割合は増加傾向にある。

稲作農家のうち主業農家の割合は18.7%のみであり、準主業農家が27.9%、副業的農家が53.4%と、副業的農家が過半を占めている。特に、北陸、近畿、中国などでは主業農家の割合は1割程度しかなく、中山間地域では稲作の主業農家はわずかである。

一方、稲の作付面積では主業農家は38.2%

を占めており、準主業農家（26.3%）、副業的農家（35.6%）を上回っているものの、日本の稲作の多くの部分は小規模な兼業農家によって担われている。

(2) 稲作の作業受委託

2010年において販売農家による作業受託面積は田植82千ha、収穫148千haであり、ともに05年に比べ減少している。また、作業を委託した農家数は、田植229千戸（稲作農家の17.1%）、収穫398千戸（同29.7%）であり、これも05年に比べると減少している。

作業受委託が減少した理由は、委託ではなく農地を賃貸し稲作をやめる農家が増加したこと、集落営農の組織化によって農家間の受委託が減少したことが考えられる。

田植機を所有している稲作農家は987千戸、コンバインは753千戸であり、稲作農家の26.1%は田植機を持っておらず、43.6%の稲作農家はコンバインを持っていない。現在の米価水準では小規模農家は農業機械の更新が困難になっており、こうした農家は農業機械の更新時に作業を委託するか農地を賃貸するかの選択を迫られている。

(3) 農家以外の稲作経営

稲作（販売目的）を行っている組織経営体（株式会社、農事組合法人、集落営農等）の数は9,244であり、その稲作付面積は150千ha（1経営体当たり15.7ha）で、日本の稲作付面積全体の10.0%を占めている。05年では、稲作を行っている組織経営体は3,668、稲作付面積は38千haであったが、集落営農

の拡大等により組織経営体による稲作付面積はこの5年間で約4倍に増加した。

また、組織経営体による作業受託面積は田植54千ha、収穫108千haであり、いずれも5年前に比べ減少しているが、これも農家の受委託と同様に、作業受託ではなく賃貸借に変わったためであると考えられる。また、作業受託を中心に行っていた受託組合が高齢化のため組織が維持できなくなり縮小・解散に追い込まれたというケースもある。

農家と農家以外の作業受託面積を合計すると、田植が136千ha、収穫が256千haであり、受託面積が稲作付面積全体に占める割合は、田植9.1%、収穫17.1%になっている。

(4) 稲作労働

販売農家のうち65歳未満の農業専従者のいる農家は455千戸（27.9%）であり、7割以上の農家は若い農業専従者のいない兼業農家である。こうした零細な兼業農家の稲作の作業は、主として高齢者の労働や休日の労働によって担われている。

稲作に必要な平均労働時間は10a当たり27.0時間であり（09年産米生産費統計）、作付面積1haでは270時間かかり、これは1日8時間労働とすると37日で、週休2日の勤労者であれば2か月弱の労働日数に当たる。10ha以上の稲作では、労働時間は10a当たり15.4時間と短縮され、10haでは1,540時間である。1日8時間労働とすると180日になるが、これでも平均的な勤労者の労働日数より少なく、12haでようやく勤労者並み

になる。

稲作の労働時間（10a当たり）を作業種類別にみると、管理6.48時間、収穫3.67時間、耕起3.65時間、田植3.39時間、育苗3.21時間であり、この5つの作業で労働時間の76%を占めている。^(注6)

管理作業は高齢者が行うことができるが、耕起、田植、収穫の作業は比較的若い人が休日に行うことも多くある。

(注6) 田植機、収穫機（コンバイン、バインダー）が普及していなかった1970年当時の稲作労働時間（10a当たり）は117.8時間（現在の4.3倍）であり、うち田植が23.2時間（19.7%）、収穫が35.5時間（29.7%）で、この2大作業で稲作労働時間の5割を占めていた。

(5) 生産コスト

米生産費統計（09年産）によると、60kg当たりの全算入生産費（自己資本利子・自作地地代を含めたもの）は16,733円（全国平均）であるが、農家の米販売価格（平均）は13,463円であるため、販売価格からコストを差し引くと3,270円の赤字である。ただし、農家にとっては自己資本利子・自作地地代（2,299円）は支払い負担のある費用ではなく、この部分を除いた生産費は14,434円であるが、それでも971円の赤字である。

生産費（60kg当たり）のうち物財費が9,809円、労働費が4,369円である。物財費のうち、農機具費（3,100円）が最大で31.6%を占め、次いで賃借料及び料金1,358円（作業委託費を含む）、肥料費1202円、農薬費842円、建物費818円、土地改良費598円である。簿記をつけていない農家にとっては直接現金払いが発生する費用のみがコストとして認

識され、減価償却費をコストとして認識していないこともあるが、これでは農業機械の更新ができない。また、労働費は農家の自家労働を中小企業並みの賃金で評価して算出しているが、実際の農家の自己労働評価はこれとは異なることがある。

生産費（自己資本利子・自作地地代を含まないもの）を規模別にみると、0.5ha未満は22,464円、0.5～1.0haは18,919円と高く、3～5haは11,843円、10ha以上は9,202円であり、5ha以上になると生産コストはあまり下がらなくなる。

(6) 稲作所得

稲作によって得られる所得は10a当たり平均24,170円であるが、この平均所得を1日当たり（8時間労働）にすると7,673円である。^(注7)

稲作所得は規模によって大きな差異があり、作付面積0.5ha未満の稲作所得（10a当たり）は△18,848円、0.5～1.0haは△1,037円であり、小規模農家の稲作は赤字になっている。特に、0.5ha未満では物財費だけで15,468円であるため、この段階で既に赤字である。ただし、減価償却費を除いた直接経費は9,575円であり、これは米の販売価格を下回っているため、農家にとっては農業機械を更新しない限り現金の持ち出しにはならない。

小規模農家は米を販売するよりも自家消費費用、親戚等への縁故米が多く、こうした農家が稲作を続けるのは、もし米作りをやめてしまうと自分の家で食べる米を買わな

くてはならないからであり、この場合、農家としては生産コストが消費者価格（60kg当たり24,000円程度）を上回らなければいいという計算が働く。また、稲作は高齢者がやっている限りは若い人ほど労働に対する高い報酬を求めていることもある。さらに、農村部では最低賃金の水準であっても就労の場を見つけるのが困難であり、また国民年金（老齢年金）の水準が低いため、農家はたとえ収益性が低くともわずかな現金収入を得られる米の生産を続けている。

一方、3～5haの規模の稲作所得（10a当たり）は39,518円、10～15haでは38,788円である。10haの稲作で得られる所得は388万円であり、これに戸別所得補償が加わると所得は538万円になるが、日本で10ha以上の稲作経営はごくわずかである。

農業経営統計調査によると、稲作農家の平均所得は、農業所得35万円、農外所得199万円、年金等206千円であり、総所得は439万円である。規模別にみると、0.5ha未満の稲作農家は、農業所得△14万円、農外所得120万円、年金等261万円、総所得367万円であり、この層の農家は稲作による所得はマイナスであるが、年金収入に依存しながら零細農地を維持していることがわかる。また、0.5～1.0haの農家も農業所得は△2万円の赤字であり、農外所得265万円、年金等191万円、総所得453万円である。3～5haの農家では、農業所得は183万円になり、農外所得162万円、年金等95万円、総所得443万円である。10～15haになると、農業所得が528万円と多くなり、農外所得150万円、年

金等75万円で、総所得は754万円である。

（注7）2010年度から10a当たり15,000円の戸別所得補償が導入されたため、これを加えると所得は1日当たり10,848円になる。

3 稲作農業の課題

(1) 稲作の経営構造

以上、2010年農業センサスを中心に日本の稲作の現状をみてきたが、ここで改めて整理すると、以下の通りである。

- ① 農家戸数が減少するなかで集落営農の組織化が進み、一部に大規模稲作経営が出現してきており、賃貸借による農地の利用集積が進んでいる。
- ② しかし、現在でも稲作農家の大半は小規模な副業的農家であり、経営面積2ha未満が8割を占め、稲の平均作付面積は1haである。
- ③ 小規模稲作農家は、農業機械を更新するのが困難になっており、稲作農家の26%は田植機を所有しておらず、44%はコンバインを所有していない。こうした農家は、現在は作業を委託している。
- ④ ただし、作業受委託自体は減少しており、集落営農と規模拡大農家が稲作から離脱する農家の受け皿になっている。

(2) 稲作農家戸数の見通し

稲作農家戸数は、1960年当時は527万戸であったが、2010年では134万戸まで減少して^(注8)おり、農業従事者の年齢構成を考えると、稲作農家はさらに減少することが予想される。

09年における農業機械の年間出荷台数は、

田植機4.3万台、コンバイン2.6万台であり、現在の出荷台数が今後も続くと仮定して、農家が新規に購入した田植機、コンバインを15年使うとすると、農業機械を所有しているような稲作農家は15年後には60万戸程度になると推測できる。しかし、稲作農家戸数が60万戸に減少したとしても、1戸当たりの平均稲作付面積は2.5ha程度である。

日本農業の平均経営面積は1960年当時1haであったものが、50年かけて2haになったのであり、「今後20～30haの経営体を育成する」というのは、目標として掲げることは理解できなくはないものの、データによる根拠や具体的な政策手段は示されていない。日本の農村の現実からすれば20～30haの経営体が大宗を占めるようにするという農業構造改革を短期間に実現することは不可能であり、小規模稲作農家は今後も多く存続していくであろう。

(注8)ただし、2010年のデータは販売農家のみであり、稲作を行っている自給的農家は含まれていない。

(3) 小規模稲作農家の存在理由

それでは、なぜ稲作において小規模経営が続いているのであろうか。考えられる理由は、以下の通りである。

① 稲作労働の季節性

稲作作業には季節性があり、稲作単作経営では労働の配分に偏りが生じる。したがって、水田酪農など稲作に他の農業部門を組み合わせる「複合経営」が唱えられてきたが、畜産は多頭化が進んだため畜産との複合経営は困難な状況にある。また、裏作

に麦を生産できる地域は限られており、野菜も収穫期が多忙であるため、複合経営には難しさがある。

② 稲作所得の低水準

2haの稲作で得られる所得は70万円、4haの稲作で得られる所得は160万円程度であり、これだけでは農家は生活できない。そのため農家は兼業収入によって家計を維持しているのであり、米だけに収入を依存するよりは兼業農家のほうがリスクが少なく安定している。

③ 農作業の機械化

既に稲作の機械化体系が完成しており、稲作の作業は軽くなり作業時間も短くなったため、小規模な稲作は高齢者や休日労働でも十分可能である。

今後、稲作において集落営農や大規模経営が徐々にシェアを高めていくであろうが、以上説明したような理由により、今後も多数の小規模兼業農家による稲作が存続し続けるであろう。多様な担い手が存在することが農村社会の維持・安定にとっては望ましいし、たとえ規模拡大を行っても国際競争力を得るような規模にはなりえず、農業政策において兼業農家を正當に位置付けていく必要がある。

(4) 経営安定対策と国境措置

日本のなかで食料生産を維持しようとするならば、それを生産する生産者に再生産可能な価格・所得を保証する必要がある、こうした農業に対する経営安定政策は米国やEUでも行われていることである。農産

物価格は市場経済のみに任せると変動が激しくなって農業経営が不安定になる。そのため、1930年代の大恐慌以降、世界的に農産物価格安定政策が採用されるようになり、日本でも食糧管理制度によって米・麦の価格は政府が決めてきた。

ただし、こうした農産物価格支持政策が農産物過剰問題、輸出補助金による貿易摩擦を生んだため、ウルグアイラウンドによって農政改革が押し進められ、EUでは1992年のマクシャリー改革によって価格支持を縮小し直接支払いを本格的に導入した。そのため日本でも、「価格支持（消費者負担）から直接支払い（納税者負担）への移行」が世界の農政の流れであるとして、戸別所得補償制度を2010年度から導入した。^(注9)

日本にとって、重要品目は、米だけではなく小麦、乳製品、砂糖、でんぷん、牛肉、豚肉などがあり、またその加工品・調製品もある。TPPでこれらの重要品目が関税撤廃の例外になるという保証はなく、これらが除外できないとその被害を補償するための財政負担は膨大になる。既に戸別所得補償にかかる予算は農林水産省の農業予算の4割近く（8,000億円）になっており、新たな所得補償の財源のメドはたっていない。また、砂糖、小麦の関税が撤廃されると、調整金・マークアップを徴収して国内対策

に充当するというこれまでの制度も維持できなくなる。

米については、国境措置をなくすとベトナム、米国からの輸入が増大するであろうし、将来的には中国、タイなどの国からの輸入も考えられる。したがって、重要品目を除外できないようなTPPに参加すると、日本の食料自給率は大きく低下するであろう。民主党は2009年のマニフェストにおいて、「(FTAによって) 食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興などを損なうことは行わない」と明記していたのであり、それが実現できないようなTPPに日本は参加できないし参加すべきではないであろう。

(注9) 貿易自由化を行ってそれを直接支払いで補てんするというのは、国際貿易理論、厚生経済学によるものであるが、米国、EUの最近の動向からすると、「価格支持から直接支払いが世界の農政の流れ」であると一概に言うことはできなくなっている。

(注10) 民主党の2009年のマニフェストは、以下の通りである。

「主要穀物等では完全自給をめざす。小規模経営の農家を含めて農業の継続を可能とし農村環境を維持する。」

「アジア・太平洋諸国をはじめとして、世界の国々との投資・労働や知的財産など広い分野を含む経済連携協定（EPA）、自由貿易協定（FTA）の交渉を積極的に推進する。その際、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興などを損なうことは行わない。」

（しみず てつろう）

